

内閣官房長官

木原 稔 殿

防衛装備移転三原則の運用指針の見直し
及び厳格化に関する提言

中道改革連合
立憲民主党・無所属
公明党

自由民主党及び日本維新の会は、両党間の連立政権合意書に定めた「防衛装備移転三原則の運用指針」の5類型撤廃の合意を踏まえ、先般、政府に対し『防衛装備移転三原則の運用指針の見直し（いわゆる5類型撤廃）に関する提言』の申し入れを行った。現在、政府においては与党提言を踏まえた運用指針の見直しに向けた検討作業が行われているものと承知している。

与党提言は、同盟国等との相互運用性や継戦能力の向上を図ることは我が国の防衛に資するとし、防衛生産・技術基盤を強化することが必要であるとしている。そして、現行の運用指針では5類型の制約により、移転が困難な案件が生じているとして、そのために5類型を撤廃し、「武器」を含む完成品の移転を原則容認するという、政策の大転換を目指している。

防衛装備移転は、厳しい安全保障環境の中で、インド太平洋地域の平和と安定に資する重要な政策的手段となり得る。しかし、完成品の移転は、地域の抑止バランスや緊張に直結するにもかかわらず、与党提言は武力紛争当事国への移転を可能とする例外規定の基準や例示が極めて曖昧であるなど、細部の議論が著しく欠如している。これは、専守防衛の中で論理的に整合性を保ちつつ積み上げてきた我が国の安全保障政策を軽視するものと言わざるを得ない。

政府は「防衛装備移転三原則」において、国際紛争の助長を回避するとして、「国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持」することを明記しているが、この理念を空文化させてはならない。

とりわけ、5類型の撤廃は、単なる装備品の提供に留まらず、地域の防衛戦略、人材育成、さらには戦術面においても我が国の関与が増加することを想定しなければならない。こうした役割の変化を前提とすれば、国民への説明責任を果たすため、政策のプロセスや影響について、可能な限りの可視化を図るこ

とが不可欠である。

拙速な政策転換は、国際的な信頼失墜や平和外交への悪影響を招きかねない。政府には、憲法の本質と国連憲章の理念に真に合致した政策遂行を求める。そして、制度設計を厳格化するとともに、透明性を確保した国会での慎重かつ徹底した議論を経て、国民の理解を得ることを強く求める。

かかる認識に基づき、中道改革連合、立憲民主党・無所属、公明党は、日本政府に対し、以下の事項に取り組むよう強く要請する。

記

1. 憲法の平和主義の理念と国連憲章の遵守の堅持

我が国が行う防衛装備移転は憲法前文の平和主義の理念に則ったものでなければならず、防衛装備移転三原則に明記されている「国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持」するとの理念を空文化させないこと。従って、「国際紛争を助長することになること、あるいは国際法に違反するような侵略等の行為に使われることを承知の上で、武器を輸出することは、平和的生存権を保障するという憲法の本質に反する」との歴代政府が積み上げてきた政府見解を堅持しつつ、その整合性について説明責任を果たすこと。

2. 平和外交への影響評価と国際的信頼の堅持

防衛装備移転の拡大が、東アジアの軍拡競争を助長し「平和国家」としての日本の信頼を損なうことがないように、多角的な外交シミュレーションを実施すること。特に、近隣諸国の反応による軍拡の連鎖や、第三国への転用リスク、日本の人道支援・平和外交へのブランド毀損の可能性を精査すること。外交・安全保障上のリスクと移転に伴う防衛産業政策上の効果を慎重に精査し、日本の国際的なプレゼンスを維持・向上させること。

3. 防衛装備移転の目的拡大と国会での説明責任

現行の5類型は、主に「シーレーン防衛」をはじめ海洋安全保障を念頭に、インド太平洋地域の平和と安定を図るための政策手段として設定されたものである。5類型を撤廃することは、こうした限定的な枠組みから、より広範な防衛装備移転へと目的が拡大・変容するものであることから、これまでの政府答弁や政策趣旨との論理的整合性を整理した上で、なぜ従来のシーレーン防衛の枠組みを超えた装備移転が必要不可欠なのか、その正当性と必要性について、国会の場において国民に明確に説明すること。

4. 海洋安全保障分野における限定的見直しの検討

従前の我が国の防衛装備移転のあり方を十分に踏まえ、我が国の安全保障に資するとともに、国際社会でどのような役割を果たすべきかに主眼を置くことが重要である。そのため、5類型の維持や追加など、積み重ねられてきた慎重な議論を基に検討を重ねるべきである。こうした観点から、我が国にとって重要な海洋安全保障分野における防衛装備移転は許容し得るところであり、例えば、我が国の海洋安全保障に資する「ドローン対処」「共同訓練」「防空システム」など、限定的な装備品移転についての見直しの検討を行うこと。

5. 憲法の平和主義並びに国連憲章に基づく防衛装備移転の厳格化

与党提言における「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」への移転については、地理的要因と解されるため、移転先国家が武力行使を行っている場合には例外を認めず、国連憲章に基づく国際社会の平和と安全の維持・回復に向けた措置に従事している場合に限定するなど、憲法の平和主義並びに国際法上の適法性を担保するための具体的な基準や事例をあらかじめ策定・公表すること。以上の観点から、三原則のうち原則1（移転を禁止する場合の明確化）の③「紛争当事国への移転となる場合」の紛争当事国の定義を見直すべきである。

6. 武器完成品の移転に伴う政府・国会の重層的関与と厳格審査

護衛艦等の自衛隊法上の武器を含む完成品を移転する際は、殺傷力の高い武器や過去に政府として判断を行ったことがない初の案件については、GCAP（グローバル戦闘航空プログラムによる次期戦闘機の完成品の第三国移転）と同様、閣議決定を行うなど、政府全体で責任を負うこと。その際、国際紛争等の助長を防止する観点から、移転対象を国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務づける国際約束の締約国に限定するだけでなく、当該国際約束を締結し、かつこれを誠実に履行すると認められる国に限定すること。また、憲法の平和主義に則った運用となっているか立法府においてその透明性を高める観点から、一定の金額を超える案件については、米国FMS（対外有償軍事援助）の際の手続きを参考に、国会への事前通知の義務化や反対決議がないことを移転の条件にすることを含め検討を行うこと。

7. 移転の戦略的基準の策定と目的外使用を阻止する厳格な運用

防衛装備品の種類、移転先、時期、数量などは、地域の抑止バランス、同盟関係、エスカレーション管理、国内外の政治的受容性に大きな影響を与えるため、防衛装備品の生産拡大による経済的利益の追求に基づく判断ではなく、

高度な戦略的計算に基づいた移転審査基準設計を行うこと。また、相手国政府に対する適正管理の義務づけや再移転規制(エンドユース・コントロール)を徹底し、技術流出や目的外使用、意図しない紛争への加担を確実に阻止するための監視体制を一段と強化すること。

8. 国会論戦を通じた国民理解・納得と移転審査の透明性の確保

防衛装備移転の可否は、現行、外為法の運用に基づく行政府の裁量の範囲内で判断が委ねられている。しかし、運用指針は同時に我が国の最高法規たる憲法の平和主義に則ったものであり、5類型の撤廃は平和国家のあり方に関わる歴史的な政策転換であることに鑑み、変更は政府・与党の判断のみに留めず、議院内閣制に基づく国会での議論を尽くし、国民の理解と納得を得るプロセスを最優先で確保すること。また、装備品の高度な秘匿性に十分配慮しつつも、政官業の適切な距離感の下、移転判断の根拠やプロセスを可能な限り可視化し、事後的な検証を可能にする情報公開の仕組みを整えること。

以上